

債権譲渡契約書

_____（以下、甲という）と_____（以下、乙という）は、令和____年
月____日附締結済みの貸附債権売買契約基本契約書（以下、基本契約）の実行として、甲
が乙に対して債権の譲渡をするにあたり、左記のとおり（以下、本契約）を締結する。

第1条（定義）

本契約において左記の定義は、文脈上他の意味に解されることが明白である場合を除き、
左記の意味を有するものとして定義する。

（１）「債権譲渡価額」とは、本契約に基づいて譲渡される債権について、乙から甲に
支払われる対価という。

（２）「債権譲渡日」とは、本契約に基づいて行われる債権を譲渡する日をいい、令和
6年11月30日とする。

（３）「債務者」とは、本契約に基づいて譲渡される債権に係る債務者（債務者が死亡
時の相続人を含む）をいう。

（４）「債務者等」とは、債務者及びその連帯保証人をいう。

（５）「債権譲渡基準日」とは、本契約の第4条第1項（５）を適用する基準日をいい、
令和6年12月8日附とする。

（６）「決済日」とは、本契約の第3条第1項に定める譲渡対価を乙が甲に対し支払う
日をいい、令和6年12月8日附とする。

第2条（債権譲渡）

1 甲は、乙に対し、本契約の定めに従い、添附の書面に記録されている各債権（以下、
債権譲渡）及びこれに対する未収利息、遅延損害金並びにこれに附帯する一切の権利その
他甲の保有する一切の債権（以下、債権譲渡と併せて「本債権」と総称する）を譲渡し、
乙はこれを譲り受ける。

2 乙は、本債権の譲り受け後、その責任と費用負担において債権回収を行う。

第3条（債権譲渡価額及び支払方法並びにその期限等）

1 乙は甲に対し、本債権の譲渡の対価として金_____万円を支払う。

2 前項の乙の甲に対する支払いは、甲の指定する銀行口座（_____銀行_____支店
普通_____名義_____）にて支払う。

3 かかる振込手数料は、乙の負担とする。

4 第一項の対価の支払い期限は、令和____年____月____日迄とする。

第4条（甲の表明保証）

1 甲は、債権譲渡日において、乙に対し、甲が本契約を締結履行するに支障がないこと、及び、本債権に関し、左記の事項が真実に相違ないことを表明し、保証する。

- （1） 甲は、本債権の唯一の権利者であること。
- （2） 甲は、本債権に関し、第三者に対する譲渡及び参加利益又は担保権の設定を行っていないこと。
- （3） 甲の知る限り、本債権につき、いかなる抗弁権（相殺、弁済、解除、取消、無効に基づくものや、説明義務違反その他の貸主責任等を理由とするものを含む）も附着していないこと。
- （4） 本債権に係る契約は、適法、有効に成立し、かつ、拘束力を有しており、破産、会社更生、民事再生、特別清算等の倒産手続等その他の法令に基づく制限を受ける場合を除いて、債務者、連帯保証人に対し法的に執行可能であって、乙は、債務者、連帯保証人に対する債権等を本債権に係る契約の約定に従い、法的に行使できること。
- （5） 甲は、債権譲渡基準日以降、本債権について、免除、放棄又は関連契約に係る重要な契約条項の変更を行っていないこと。

2 甲は、債務者・連帯保証人の資力不足、決済日以降において債務者が法的手続きをとることによる債権回収の不能については、その責任を負わない。

第5条（乙の表明保証）

1 乙は、債権譲渡日において、甲に対し、左記の事項を表明し保証する。

- （1） 乙は、一般自然人の個人であること。
- （2） 乙は、貸金業第24条第3項所定の取立て制限者に該当しないこと。
- （3） 乙による本契約の締結及び履行は、乙の目的の範囲の法律行為であり、乙において必要な手続きを履践の上、適法に授權された行為であること。
- （4） 乙は、本債権の回収にあたって、法令を遵守し、債務者等から苦情がないよう充分配慮して取り扱うこと。

2 乙が本契約に基づき、譲り受けた本債権の全部又は一部を第三者に対して譲渡する場合には、甲の書面による承諾を得て、これを行うものとする。かかる同意は、不合理に留保されないものとする。

第6条（書類等の交附）

1 甲は、債権譲渡日又は甲と乙が別途協議の上、決定した日時に、甲と乙が別途協議の上、決定した場所において、本債権に関し甲が現に有する契約書の原本並びに乙の権利保全及び行使に必要な書類等を乙に交附する。

2 甲及び乙は、債権譲渡日前に、前項の規定に基づき、甲が乙に交附すべき書類

等につき、相互に確認を行う。

3 甲及び乙は、前項に規定する書類に引渡しが困難な場合、又はこれらの書類に不備がある場合は、別途対応を協議する。

4 甲は乙に対し、乙による本契約上の権利の保全及び行使に必要な作業につき、乙の要請に基づき適宜協力する。

第7条（個人情報の提供）

甲は、本債権譲渡後、乙が本債権に関する権利を行使する上で必要な甲が保有する情報の提供を要求したとき、乙に対して可能な限り協力するものとする。

第8条（甲及び乙の補償）

甲及び乙は、本契約に基づく譲渡債権に関し、本契約上の義務の不履行に起因して相手方に損害が発生した場合には、本契約における債権譲渡価額を上限としてこれを補償するものとする。

第9条（開示義務の負担）

甲は、譲渡債権に関する法令により、開示が義務付けられた甲の保有する一切の情報を乙に開示する。甲の乙に対する当該開示義務は債権譲渡日後も存続するものとする。

第10条（報告・検査）

1 甲は、必要と認めた場合は、乙に対し、債権回収に係る報告を求めることができる。

2 甲は、必要と認めた場合は、事前に乙へ連絡の上、乙立ち合いの下、債権回収に係る実態を検査することができる。

第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、慣習・慣例・民法等に従うものとし、本契約に定めがない又は疑義が生じた場合については、甲及び乙は、互いに誠意をもって協議の上、これを解決する。

以上

令和____年____月____日

甲 住所

氏名

㊞

生年月日 平成 年 月 日生まれ

乙 住所

氏名

㊞

生年月日 平成 年 月 日生まれ